



はなしょうぶ

Hanasyobu

Vol.331

H29.1月

冬号



三重県労福協

<http://www.mie-rofkyo.jp>

mie-rofk@jasmine.ocn.ne.jp

●発行所●
一般社団法人
三重県労働者福祉協議会
津市栄町一丁目891

●編集責任者●
松林 弘

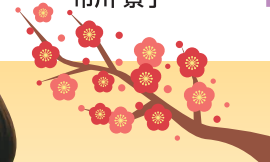
●編集者●
市川 景子



事務局長
水野 英樹さん
いって座A型
趣味サッカー・フットサル
読書



書記
岸川 京子さん
おとめ座 AB型
趣味旅行
韓流ドラマロケ地巡り



地区労福協にお邪魔しました！

Part7

亀山地区労働者福祉協議会

日頃はどのような活動をされているのですか？

水野さん：組合員のみなさんに、生活の豊かさを実感してもらえよう様々な事業を行っていますが、大きくは三つの活動に分けられます。一つめが組織強化につながる活動。役員が活動の意義をしっかり理解した上で、一般の組合員に対して広く展開することをめざします。二つめは、社会的役割を果たす活動です。自分たちの組織のみならず、街もよくしていこうという取り組みです。



三つめが、生活を豊かにしていくための文化と教育活動です。その中では、ファミリーフェスタが最も大きな活動になります。

ファミリーフェスタは、毎年秋に開催されているそうですね。

岸川さん：はい、毎年11月中旬に開催しています。8月頃から準備にかかり、組合の役員と市民団体のみなさんと、実行委員会を立ち上げ、中身を固めています。

具体的な内容は？

水野さん：基本的には毎年同じなんですけど、組合や市民団体で、食べ物や射的、工作教室といったバザーブースを出します。さらに警察や消防、自衛隊などの車両展示、ステージではキャラクターショーや、バンド演奏なども行われます。今年は、地元亀山高校の吹奏楽部の皆さんが演奏してくれました。

それ以外には、どのような事業が？

岸川さん：例年7月頃に、文化活動の一環として、親子絵画教室を開催しています。亀山地区労福協の西部会

長が講師を担当しているのですが、たまたま、会長には絵画の才があり、県展にも出展するほどの腕前なんです。



研修にも力を入れてらっしゃるそうですね。

水野さん：毎年、各組合の役員を集め、横の連携を強くするための交流研修を行っています。事業団体の紹介なども行いますが、参加していただくために、お楽しみも用意しています。去年は福井県の小浜市でカニ料理を、今年は郡上八幡市での食品サンプルづくりを楽しんできました。この他に、バス研修があります。住宅生協のモデルハウス見学後に、事業団体からそれぞれの活動報告を受け、その後グループワークを行います。役員が対象の研修ですが、自分たちの組合でどのような取り組みができるかといったことを話し合い、発表します。ここで得たものをそれぞれの組合に持ち帰ってもらい、できることに取り組んでもらおうという主旨です。こちらは、お楽しみなしです(笑)。

今後の課題について教えてください。

水野さん：現在、労福協の役員は非専従の方がほとんどで、個々の組合においても事業団体の活動を推進していく時間がとれないのが実情です。また役員が交代するペースが速まっているという感覚があります。ひんぱんな交代により交流が先細りになったり、連携が弱まる可能性がでてきますので、イベントや交流といった機会を今後ますます活かしていきたいと考えています。



「若者の未来を支える奨学金制度改善に向けた特別アピールを採択」 第7回加盟団体代表者会議を開催

中央労福協第7回加盟団体代表者会議（総会は2年に一度）が、2016年1月25日に東京「ホテルラングウッド」で各加盟団体代表者・役員123名が参加し開催されました。

中央労福協においては、2016～2017年度までの2年間の活動方針となっていることから、代表者会議では2016年度活動報告並びに中間総括と課題・補強（案）が提案されました。

特に社会的連帯を深める運動と政策の実現においては、「貧困や多重債務のない持続可能な社会にむけて」、奨学金問題改善への取組みが報告されました。

また、運動のさらなる拡大をめざす「若者の未来を支える奨学金制度の改善と給付型奨学金制度を実現しよう!」との特別アピール文が満場一致で採択されました。



奨学金制度改善に関する三重県労福協の取組みは・・・

1 運動を広くアピールする取組みとして「街頭行動」

関係団体のご協力をいただき、各地区で開催された「地域づくり事業」や研修会等で、のぼり旗を掲げ、来場者や参加者に奨学金制度改善を訴えるチラシ2,000枚、ティッシュ2,000個を配布いただきました。

2 運動を拡大する取組みとして「賛同団体・賛同者を募る取組み」

関係団体と連携して、賛同団体を募る活動を現在進めています。（2017年1月中旬まで）

なお、奨学金制度改善に関する取組みで、アンケート調査や署名活動に多大なご協力をいただきましたことに、あらためて御礼を申し上げます。

「ご協力ありがとうございました。」

■ 特別アピール全文

特別アピール

若者の未来を支える奨学金制度の改善と給付型奨学金制度を実現しよう!

今や大学生の2人に1人が何らかの奨学金に頼らなくては進学できず、卒業と同時に数百万円の借金を背負って社会に出ていかなければなりません。多くの若者が返済の負担に苦しみ、結婚や出産、子育てに影響しています。

給付型奨学金制度の創設をはじめとする奨学金制度の拡充や教育費負担の軽減は、昨年より私たちが取組んだ署名で約304万筆を集約したことで示されるように、国民の大きな声となっています。

給付型奨学金の創設は、今年の衆議院選挙で与野党が公約に掲げ、政府の一億総活躍プランや経済政策にも盛り込まれ、文部科学省で制度設計の検討が進められています。また、無利子奨学金では、2017年度進学者より低所得者世帯の成績基準が実質的に撤廃されます。これまでの運動の成果であり、一歩前進といえます。

しかし、残念ながら政府の給付型奨学金の検討過程は非公開となっており、国民に開かれた議論にはなっていません。報道を見る限りでは、対象者や給付額も小規模なものになるのではとの懸念もあります。若者たちの進学を本当に後押しができ、国民の期待に応えられる制度として実現するためには、諸外国に比べて貧弱な高等教育や若者支援への予算配分を拡充していく観点からの財源確保も重要です。

これから年末の予算編成の山場を迎え、さらに来年の通常国会では予算や法案の拡充に向けての道筋がつけられるかどうかは、私たちの取組みと、世論をどれだけ形成できるかにかかっています。

このため、私たちは全国の仲間と国民の皆さまに、以下の行動を呼びかけます。

1. 現在取組んでいる「給付型奨学金制度の創設等を求めるアピール」への賛同を様々な分野の皆さまに幅広く呼び掛け、さらに運動を大きくしていきましょう。
2. 当事者が声をあげていくことが、制度を変えていく原動力となります。学生、奨学金返済者、その保護者の方々などの声や要望を1人でも多く集め「見える化」していくことで、制度改善につなげていきましょう。
3. 地域での勉強会や集会、街宣行動などに、連携協力して取組みましょう。

今こそ、若者の未来を支え持続可能な社会とするために、行動をおこす時です。

みんなの力を結集し、貸与から給付へ、有利子から無利子へと、本来の奨学金への流れを確かなものにし、既存の返済困難者への実情に応じた救済措置や所得連動返還型奨学金制度の改善、学費を含めた教育費負担の軽減につなげていきましょう。

2016年11月25日

中央労福協第7回加盟団体代表者会議





労福協ってなに？

労働者福祉協議会、通称「労福協」は労働者福祉運動を基軸に活動を行っています。しかし、その存在感や意義がご理解いただけていないことが運動を推進する側の立場としての悩みでもあります。

中央労福協は全国47都道府県に地方組織をもち、その加盟団体は労働団体(産業別労働組合)47団体、労金や全労済・住宅生協などの労働福祉事業団体13団体が加盟する労働者福祉組織です。三重県においては、県労福協と11地区労福協が「自主・独立」した運営を行いながら、連携・協同して活動を進めています。

その活動の基本理念である「労働者福祉運動」とは、自主福祉運動とは？

「労働者の福祉要求の実現をつうじて、労働者・家族の生活の向上と安定をはかり、真に、平和で豊かな暮らしを保障する社会を創る。」ため、労働運動の一環として行われる労働者の自発的・自主的な要求・活動を目指しており、それはつねに労働者の団結した力を主体として進められています。

具体的な要求・活動は、国や地方自治体に対して、あるいは、企業に向けて、また、私たち自身の手で自主的に

こなされるものと大きくわけることができますが、これらの活動はお互いに分立し独立してはなりません。

同時に、この労働者福祉運動は、ひとりひとりの労働者が自らの日常の活動に参加し、闘いを実践することによって拡大・発展していくものです。(中央労福協「労働者福祉運動の教材」から抜粋)

いま、私たちの運動はひとつの転換期であると認識し、中央労福協をはじめ、各地方労福協において、運動の原点(理念)を見つめ、知り、考える取組みを強化しています。

また、社会的な課題(格差と貧困)の解決をめざした取組みとして、「負の連鎖」を断ち切るため、若者の進学・就労を支援する奨学金制度改善(給付型奨学金制度)に向けた運動を全国規模で展開しています。

労福協は「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会へ」をスローガンに、誰もが安心して暮らせる社会実現にむけた取組みを「これまでも」・「これからも」進めます。



知ってますか？

働く人の法律知識

～弁護士:渡辺伸二が語る労働問題あれこれ～

弁護士
渡辺 伸二



「働き方改革」の行方は？

16年6月、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定した。同プランは「働き方改革の方向」として、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善、③非正規という言葉を日本から一層する、④最低賃金の引き上げを掲げた。

本当に実現されれば文句は言わないが、本心はどこにあるのか？私は、第1次安倍内閣が、小泉構造改革の結果生じた著しい貧困と格差を是正しなかったことにより、民主党政権の誕生を許した7年前の反省を踏まえ、一定の改善はするが、根本的に働く者の立場に立った改革を行う意思はないと考えている。

その理由は、労働時間に関して言えば次のとおりだ。

第1に、働き方改革を実現する組織として「働き方改革実現会議」が設けられたが、委員16名の内労働者委員は連合会長1名しか選ばれていないこと。普通の労働政策に関する審議会は公・労・使が各3分の1で構成され労働者の意見を十分に反映させる組織となっている。

第2に、長時間労働規制の36協定に関する再検討の

終了時期はそれほど時間を要する課題でもないのに、18年度中が目標とされており、また、労働時間の量的上限規制の導入や勤務間インターバルの導入、使用者の労働時間記録の義務化(罰則付)など、実効性のある「労働時間規制強化策」の導入の検討が欠如していること。

第3に、安倍政権は、一部の労働者を現行労働時間規制から適用除外とする高度プロフェッショナル制度の導入と、企画業務型裁量労働制度を導入できる業務を大幅に拡大することを柱とする「労働基準法等の一部を改正する法律案」を成立させようとしている。これらの制度は、労働者の長時間労働を是正するどころか、これを拡大・助長しかねないもので、一方で、長時間労働の是正を掲げ、他方でこのような「定額働かせ放題」「残業代ゼロ」法案を通そうとするのは、大きく矛盾する行動であり、真に長時間労働を是正しようとする態度ではないからだ。

政府の改革の行方を慎重に見定めたい。





個人型DCの3つの税制メリット

- 1、掛金が、全額所得控除されます！
- 2、運用益も非課税で、再投資されます！
- 3、受け取る時も、税制優遇措置があります！



今回は、個人型DCの大きなメリットである「税制優遇措置」について、考えてみましょう。

個人型DCは、リタイア後の資産形成を目的に個人が拠出する(積立てる)制度ですが、「拠出時」「運用時」「受

給時」の各段階で税制優遇があり、通常の預金等に比べて有利にリタイア後に向けた資産形成を行うことが可能です。

Series
02

これだけは知っておきたい！
個人型確定拠出年金

拠出(積立)時のメリット

掛金が、全額所得控除されます

- 掛金は全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となり、課税対象額が少なくなりますので節税効果があります。個人型DCに加入するには所定の手数料が必要ですが、ほとんどのケースでは手数料額を上回る所得控除の効果が期待されます。
- 例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円(仮に35歳から60歳までの25年間掛け続けると総額120万円)の節税効果となります。

【所得税・住民税の軽減効果(例)】

◎軽減額はあくまでも概算であり、実際の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

給与収入(年収)	掛金		所得税・住民税 軽減額(年額)*2
	月額	年額	
300万円	5,000円	60,000円	9,000円
	12,000円	144,000円	21,600円
500万円	5,000円	60,000円	12,000円
	12,000円	144,000円	28,800円
800万円	5,000円	60,000円	18,000円
	12,000円	144,000円	43,200円
	23,000円	276,000円	82,800円

※専業主婦等(第3号被保険者)は必ず所得控除による負担軽減効果が受けられるわけではありません。(個人型DC掛金を配偶者の所得控除適用対象とすることはできません)。
※掛金の納付方法により所得控除の適用方法が異なります。(貸付控除による場合、あらかじめ個人型DC掛金を除いた所得額に応じた所得税が毎月の賃金から控除されます。口座振替による場合、年末調整または確定申告により税金が還付されます)
※住民税は当年の所得額をもとに翌年の税額が計算される方式(前年課税方式)のため、個人型DCに加入した翌年の税額が軽減されることとなります。

*1:当金庫の個人型DC関連手数料は下記(*1)をご覧ください。

*2:「社会保険料控除額は年収の15%」、「基礎控除以外の人的控除(配偶者控除・扶養控除等)がない」、「その他の所得控除がない」、「住宅ローン控除の適用がない」等、一定の前提による概算額です。復興特別所得税は考慮していません。

*1:東海ろうきんの個人型DC関連手数料(2017年1月4日現在)

手数料の内容	支払先	年額(税込)
掛金の収納等に係る手数料	国民年金基金連合会	1,236円
運営管理手数料・口座管理手数料	ろうきん	3,660円*1
拠出金管理等に係る手数料	信託銀行	768円
合計		5,664円*2*3

*1:記録関連運営管理機関(日本インベスターソリューション&テクノロジー(株))への支払額2,688円を含みます。
*2:左記手数料は、月額472円(5,664円÷12ヶ月)が毎月の掛金から差し引かれます。
*3:初年度のみ、口座開設手数料(支払先:国民年金基金連合会)2,777円が別途必要です。

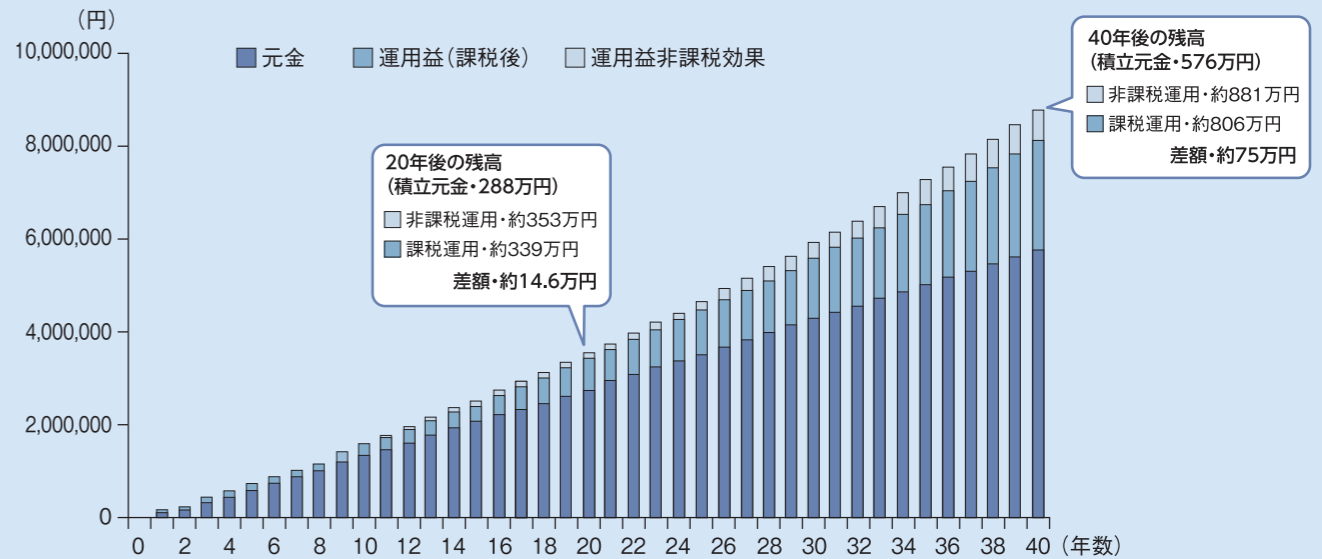
運用時のメリット

運用益も非課税で、再投資されます

- 通常、金融商品の運用益には税金(源泉分離課税20.315%)がかかりますが、個人型DCの運用収益は全額が非課税のため、複利効果(利息が利息を生む効果)が十分に発揮されます。
※積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在まで課税が凍結されています。

【運用益非課税効果(例)】 *一定の前提による概算額です。

月額12,000円を年利2.0%で運用した場合、運用益に20%課税される場合と運用益非課税の場合の比較



※注:特別法人税について

確定拠出年金は掛金を拠出した時点では各加入者の年金支給額が確定していないため、実際の給付時まで課税を繰り延べることで、その遅延利息に相当するものとして、年金積立金に対して年1.173%の特別法人税が課税されることが法人税法で定められています。ただし、確定拠出年金法が施行された2001年以降、実際に課税されたことはなく、2017年3月末まで課税凍結中です。

また、「確定拠出年金法の一部を改正する法律」の可決にあたり、国会では「特別法人税の廃止の検討を行う」ことが附帯決議されています。

受給時のメリット

受け取る時も、税制優遇措置があります

- DCの老齢給付金を一時金で受け取る場合は「退職所得」として課税されますが、「退職所得控除」の適用があります。年金で受け取る場合は「雑所得」として課税されますが、「公的年金等控除」という大きな控除が受けられます。

【例:20歳から60歳まで個人型DCに40年間積み立て、一時金で受け取る場合】

$$\begin{aligned} \text{退職所得控除額} &= 800\text{万円} + 70\text{万円} \times (40\text{年} - 20\text{年}) \\ &= 800\text{万円} + 1,400\text{万円} \\ &= 2,200\text{万円まで非課税} \end{aligned}$$

【公的年金等控除額】

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	控除額
65歳未満	130万円未満	70万円
	130万円以上410万円未満	A × 25% + 37万5,000円
	410万円以上770万円未満	A × 15% + 78万5,000円
65歳以上	770万円以上	A × 5% + 155万5,000円
	330万円未満	120万円
	330万円以上410万円未満	A × 25% + 37万5,000円
	410万円以上770万円未満	A × 15% + 78万5,000円
	770万円以上	A × 5% + 155万5,000円

【退職所得控除額】

勤続年数(A)	退職所得控除額
20年未満	40万円 × A (80万円未満の場合は80万円)
20年以上	800万円 + 70万円 × (A - 20年)

※個人型DCでは掛金の積立年数を勤続年数とみなします。
※退職所得は勤務先から給付を受ける退職金等と合算して計算します。

※「公的年金等の収入金額」は、個人型DCの受給額と公的年金・企業年金等からの受給額と合算で計算します。





全労済の

ハッピーライフ キャンペーン

詳しくは
全労済ホームページを
ご覧ください。

2017年 **2月1日(水)~3月31日(金)**

期間中にご来店/ご訪問でご相談・新規ご加入された方に、
もれなく全労済オリジナルグッズをプレゼント!



キャンペーン期間中の
ご来店/ご訪問で

ご相談された方
全員に
プレゼント!



オリジナル軍手

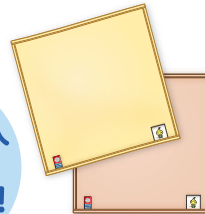


保湿ティッシュ

※1世帯につき、いずれか1点になります。
なお、ご希望の商品でない場合があります。

さらに

新規でご加入
された方に
プレゼント!



今治ハンドタオル



ピットくん貯金箱

※写真はイメージです。

※自賠責共済を除きます。 ※プレゼントはいずれか1つになります。

お近くの窓口にお気軽にお越しください!

● 全労済はトータル保障であなたの暮らしをサポートします ●

<p>住まいの保障</p> <p>火災はもちろん、台風・地震など自然災害に備える保障</p> <p>全労済の住みいる共済</p> <p>● 新火災共済 ● 新自然災害共済</p> <p><small>風水害等特約付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済</small></p>	<p>クルマの補償</p> <p>カーライフを応援する、頼れる補償</p> <p>マイカー共済</p> <p><small>自動車総合補償共済</small></p>	<p>遺族・医療保障</p> <p>手頃な掛金で家族みんなに安心を</p> <p>こくみん共済</p> <p><small>個人定期生命共済・こども定期生命共済・終身定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済</small></p>
<p>医療保障</p> <p>医療と介護の安心サポート</p> <p>新総合医療共済</p> <p><small>終身生命共済・個人長期生命共済</small></p>	<p>遺族保障</p> <p>万が一にしっかり備える遺族保障</p> <p>新せいめい共済</p> <p><small>終身生命共済・個人長期生命共済</small></p>	<p>そのほかにも、多彩な保障ラインナップで ご家族のあんしんをサポート!</p>

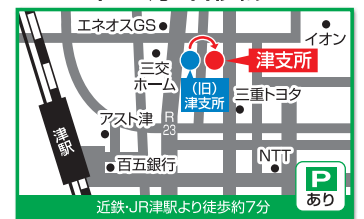
お問い合わせは全労済三重県本部まで

● 津支所 tel.059-227-6170 ● 伊勢支所 tel.0596-25-7965

● 四日市支所 tel.059-354-0033 ● 伊賀支所 tel.0595-64-7456

受付時間 平日9:00~17:00、伊賀支所は 9:00~12:30、13:30~17:00
(土・日・祝日、12月30日~1月3日は休業)

津支所(お客さま相談窓口)
2016年10月3日移転しました!



■出資金について(新しく組合員になられる方へ)

※全労済は消費生活協同組合法にもつき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生活協同組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方は、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記のとおりお願いしています。 ※なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただけない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。
◇掛金の払込方法一月払いの場合…1,200円(毎月100円×12ヵ月)
◇掛金の払込方法一年払いの場合…1,000円(1回のみ)

ご契約者の皆さまへ

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県全労済にお問い合わせください)。

保障のことなら 全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただけて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済三重県本部
(三重県労働者共済生活協同組合)

2416Z005.16.11KD

Model House New OPEN

ZEH

「創蓄連携システム」を搭載した
ゼロ・エネルギー住宅です。

※ZEH基準クリア

ミライのイエのカタチ
ミライウチ

Jヒルズ四日市
[モデルハウス/ミライウチ]

■敷地面積 / 187.99㎡ (56.86坪)
■延床面積 / 123.38㎡ (37.32坪)



Model House 「ミライウチ」見学会 & 新区画販売受付中

Jヒルズ四日市 スマートエコステージ

建築条件付き宅地
第1期宅地分譲10区画

先着順
受付中



※掲載の写真は現地撮影写真です。平成28年10月撮影。

お問い合わせ先

Jヒルズ四日市
現地販売センター ☎ 059-334-2113

〒512-0908 四日市市坂部台二丁目7-1 ■水・木定休日 ■AM10:00~PM5:00

■Jヒルズ四日市スマートエコステージ物件概要

- 所在地 / 四日市市坂部台一丁目1195番12他
- 交通 / 三交バス「Jヒルズ」停 徒歩約1分
- 開発総面積 / 10,285.25㎡
- 開発許可番号 / 四日市市指令開発 第XY14270078号
- 平成28年2月3日
- 総区画数 / 40区画 (スマートエコステージのみ)
- 今回販売区画数 / 10区画 (建築条件付宅地分譲)
- 土地面積 / 174.79㎡ (52.87坪) ~ 259.45㎡ (78.48坪)
- 土地価格 / 911.9万円 ~ 1,639.9万円
- 最多価格帯 / 1,300万円台 (3区画)
- 地目 / 宅地
- 都市計画法 / 市街化区域
- 用途地域 / 第一種低層住居専用地域
- 建ぺい率 / 50%
- 容積率 / 80%
- 造成完成 / 平成28年12月
- 道路幅員 / 団地内6m
- 設備 / 中部電力、都市ガス、四日市市上水道、公共下水道
- 私道負担 / なし
- その他の費用 / Jhills住宅団地管理組合60,000円 (税込・一時金)、下水負担金50,000円 (税込・一時金)、下水受益者負担金222円×㎡、水道市納金/108,000円 (税込・一時金)、審査手数料8,000円 (税込・一時金)、都市ガス整備負担金5,400円 (税込・一時金)
- ※先着順申込受付のため、ご希望の区画が売約済みの場合はご容赦ください。
- 売主 / 三重県住宅生協
- 建築停止条件付 / この土地は土地売買契約後3ヶ月以内に三重県住宅生協と住宅建築請負契約を結んでいただくことを停止条件として販売いたします。
- 土地売買契約後、建築設計のお打ち合わせをしていただきますが、3ヶ月以内に住宅の建築請負契約が成立しない場合は売買契約は白紙解約とし、申込金、手付け金などの受領済金銭は全額無条件で返還いたします。
- 広告制作年月日 / 平成28年12月12日
- 広告有効期限 / 平成29年1月末日



北勢営業所 四日市住まいの情報センター ☎059-350-3355 〒510-0834 四日市市とわむ五丁目1-22	北勢営業所 鈴鹿住まいの情報センター ☎059-379-5736 〒513-0834 鈴鹿市庄野羽山四丁目18-10	中勢営業所 津住まいの情報センター ☎059-233-3334 〒514-0116 津市夢が丘一丁目2-4	南勢営業所 松阪住まいの情報センター ☎0598-25-0861 〒515-0821 松阪市外五曲町85-3	南勢営業所 伊勢住まいの情報センター ☎0596-29-0720 〒516-0013 伊勢市鹿海町3430-93
---	---	--	---	---

50th Anniversary JSK 家も土地も もっと身近に ~ずっと残したい家づくり、街づくり~

JSK 三重県住宅生協

感謝の気持ちをいつまでも 本部 / 〒514-8540 津市栄町一丁目891 (三重県勤労者福祉会館1F) TEL.059-225-0851 FAX.059-225-0337
 宅地建物取引業免許 三重県知事(14)第254号 建設業許可 三重県知事許可(特-26)第15428号 (公社)三重県宅地建物取引業協会会員 東海不動産公正取引協議会加盟

三重県住宅生協 検索
最新情報をチェックしたい方は即検索
こちらからも最新情報をご覧いただけます!

住まいに関することならなんでもご相談いただけます。 **新築** **建替え** **増改築** **リフォーム** **不動産仲介**



使用済み切手・書き損じハガキを集めています!

三重県勤労者福祉会館は、JOICFP(ジョイセフ)の信念に賛同し、支援活動に協力しております。特に家庭や職場で収集しやすい「使用済み切手・書き損じハガキの収集」を行い、年に数度、皆様からご協力頂いた収集物を集約し寄贈しています。



JOICFP(公益財団法人ジョイセフ)は、途上国の妊産婦と女性の命と健康を守るために活動している日本生まれの国際協力NGOです。国連、国際機関、現地NGOや地域住民と連携し、アジアやアフリカで、保健分野の人材養成、物資支援、プロジェクトを通して生活向上等の支援を行っています。



使用済み切手は取り扱い業者により換金され、**書き損じハガキ**は郵便局で未使用の通常ハガキと交換した後、ジョイセフの国際協力活動に賛同している企業や団体に買い取ってもらいます。そのお金は**女性支援活動資金**となり、医療従事者や助産師の育成・コミュニティヘルスワーカーの育成・クリニックの支援・医薬品の提供のために供されます。



使用済み切手の切り取りかた

OK例(受け付けられるもの)

記念切手 (通常切手以外で、何かを記念して限定的に発行される切手)



切手の目打ち(せざせざ)を切り取らないようご注意ください。

◇記念切手は消印がなくても構いません。

通常切手 (よく見かける切手)



◇切手と消印のまわりを1cm程度残してお切りください。消印の部分も残っている通常切手は対象となります。

◇長い消印の場合は、日付と地名が1つつ残るように切ってください。



対象となるハガキ

- 宛名面に切手印字(料額印面)があり未投函であれば、書き損じであっても対象となります。
- 未使用ハガキ(往復ハガキ、年賀ハガキ、かもめ一るなど)も対象となります。
- 額面が52円以外のハガキも対象となります。



使用済み切手 約3kgで



たとえば **被災地熊本** では産後うつ病の疑いのあるお母さんと赤ちゃんへの訪問カウンセリングケア活動ができます

52円ハガキ 約100枚で



たとえば **ザンビア** では2人の女性が施設で助産師の立会いのもとに安全に出産することができます



お問い合わせは

公益財団法人**三重県労働福祉協会**
三重県勤労者福祉会館

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地
TEL 059-228-7973 FAX 059-229-6378
<http://www.mie-kinfukukyo.or.jp/kaikan/>

						6
	4	3		9	5	
6	1		2			7
7	5		(A)		6	
8	2					
		6		3		
			9			3
5	1		7			
	6			8	4	(B)

『はなしょうぶクイズ』
① それぞれに入る数字を答えて下さい。

●応募要項●

- ☆官製ハガキ、またはメールで答え・郵便番号・自宅住所(アパート名など正確に)・氏名・組合名・機関紙に対するご意見・ご感想を書きそえて下さい。抽選で**20名の方に図書カードをお送りします。**
- ☆あて先: 〒514-0004 津市栄町1-891 三重県労福協「はなしょうぶNo331」係
- ☆E-mail: mie-rofk@jasmine.ocn.ne.jp
- ☆締切: 1月25日(水)必着
- ☆当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

皆さまからのご意見ご感想をお寄せください!

『はなしょうぶ』へのご意見やご要望etc...なんでも結構ですので、お便りお待ちしております。ご投稿いただいた個人情報は機関紙『はなしょうぶ』の掲載に使用するものです。